

第3章 住生活の理想像

住生活の理想像

第3章 住生活の理想像

様々な価値観や視点等の多様性がある中、住生活の安定と向上の促進を図るためには、理想像を共有し、居住者・事業者・市町村・道が一丸となる必要があります。

本計画では、法の基本理念と上位計画である北海道総合計画、第2章でまとめた現状と課題等を踏まえ、次のように理想像を掲げます。

考え方

本道には美しい自然環境、独自の歴史・文化や気候風土、豊富なエネルギー資源等の多様な価値・魅力があります。

一方で、人口減少、少子高齢化、災害の頻発・激甚化、気候変動問題への対応、空き家の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅困窮者の増加や移住への関心の高まりといった住生活をめぐる社会経済情勢等の変化への対応が求められています。

以上のことから、これからの道の住宅政策は、本道の価値・魅力等の**多様さ**と、人が集い、つながれる**包容さ**を活かし、様々な課題を乗り越えるための本質的な目標を設定し、将来にわたって、**すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活**をめざします。

すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活

目標【1】

安定した暮らしにつながる
住まいの確保

目標【4】

安全安心で災害に強い
住生活の実現

目標【7】

脱炭素社会の実現に向けた
持続可能で豊かに暮らせる
良質な住宅ストックの形成・循環

目標【2】

子育てしやすく、
住み続けられる暮らしの実現

目標【5】

持続可能でにぎわいのある
住環境の形成

目標【8】

地域の活性化につながる
空き家の解消

目標【3】

多様でいきいきと暮らせる
住生活の実現

目標【6】

つながりと生きがいを創出できる
地域コミュニティの形成

目標【9】

活力ある住生活関連産業の振興

本道の多様さと包容さ

※住生活基本計画の基本理念

住生活基本法においては、「良質な住宅の供給」、「良好な居住環境の形成」、「住宅購入者等の利益の擁護及び増進」、「居住の安定の確保」等を図ることを基本理念としています。

※北海道総合計画のめざす姿

北海道総合計画においては、「輝き続ける北海道」のめざす姿を掲げ、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成をめざしています。